

配置予定技術者について

(営業所の専任技術者と工事現場の専任技術者について)

Q 1

落札候補者に対し、開札日の翌日午後 1 時まで提出が求められている「入札参加資格確認申請書」に添付する「配置予定技術者の資格及び経験」に記入する技術者について、落札候補者が個人事業主（又は落札候補JVの構成員に個人事業主が含まれるJV）である場合、個人事業主本人を配置予定技術者に指定することは可能でしょうか。また3ヶ月の雇用要件を証する書類はどのようなものを添付すればよろしいでしょうか。

A 1

建設業の許可を受ける際に、営業所の専任技術者に登録した者は、専任配置が必要な工事（請負代金額で 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事又は入札公告で技術者の専任配置を求めた工事）の主任（監理）技術者にはなれません。

以下をご参照ください。

- ① 建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号、第 26 条各項及び同法施行令第 27 条第 1 項等
- ② 「監理技術者制度運用マニュアル」
- ③ 「営業所における専任の技術者の取扱いについて」

ご質問のあった件については、建設業法及び同法施行令の技術者に関する規定及び入札公告に示す要件を満たす技術者であれば、個人事業主本人を主任（監理）技術者に指定することは可能です。ただし、技術者の専任配置が必要な工事において、「常勤」が必要な他の工事の現場代理人（主任（監理）技術者を兼任している者を含む）、経營業務の管理技術者、及び営業所の専任技術者は、当該工事の主任（監理）技術者を兼任することはできませんので、ご注意ください。

個人事業主本人を主任（監理）技術者に指定する場合の3ヶ月の雇用要件を証する書類としては、確定申告書控（事業所得）の写しを添付し、また、個人事業主本人以外の者（従業員）を主任（監理）技術者に指定する場合は、源泉徴収票等の写しを添付してください。

Q 2

当社の技術者は、営業所の専任技術者一人だけですが、この場合、請負代金額で 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事を当社単体で受注できますか。また、当社が特定JVの代表者以外の構成員である場合はどうですか。

A 2

受注形態が単体の場合は、営業所の専任技術者は、工事現場に専任配置が必要な主任（監理）技術者とすることができないため、請負代金額で 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事は受注することができません。

受注形態が特定JV（共同施工方式）の場合は、請負代金額額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる工事には、特定JVの構成員 1 者以上が監理技術者を専任で配置しなければなりません。また、この場合には、原則として代表者の構成員が監理技術者を

当該工事現場に専任で配置すべきであり、その他の構成員については、主任又は監理技術者を配置することになります。なお、入札公告において、当該工事の配置予定技術者に関し、特定JVのすべての構成員に対し主任又は監理技術者の専任配置を入札参加資格の要件としている場合、営業所の専任技術者は、工事現場に専任配置が必要な主任（監理）技術者とすることができないため、請負代金額にかかわらず受注することができません。

Q 3

営業所の専任技術者は、主任（監理）技術者として工事現場に配置することができないのでしょうか。

A 3

営業所における専任の技術者については、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされています。ただし、次の要件をすべて満たす場合に限り特例が認められ「専任を要しない主任（監理）技術者」となることができます。

- ① 当該営業所において契約した建設工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にあること。
- ③ 当該工事の配置予定技術者が専任配置を要しない工事であること。
- ④ 所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

A 1-③「営業所における専任の技術者の取扱いについて」参照